

第 190 回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日

開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

開催
場所

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション
本社1階 ホール

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 リーガル コーポレーション

証券コード：7938

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会へのご出席のご検討にあたっては、開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場見合わせも含めご検討いただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 7938)
2022年6月6日

株 主 各 位

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社 リーガルコーポレーション

代表取締役社長 安 田 直 人

第190回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第190回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3～4頁)に従いまして、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに書面(郵送)またはインターネット等による議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号
株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

3. 目的事項 報告事項

- (1) 第190期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第190期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/>) に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/>) に掲載させていただきます。

■新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について■

第190回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

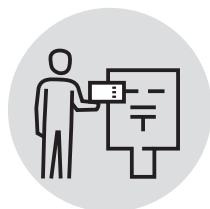
- ・本株主総会へのご出席のご検討にあたっては、開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場見合わせも含めご検討いただき、**書面（郵送）またはインターネット等**により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へご出席の株主様におかれましては、マスク着用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、ご来場の株主様の検温を実施させていただき、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けて配置させていただくことから、ご用意できる席数が前年と同様に減少しております。

最新の情報は、当社ウェブサイト（<https://www.regal.co.jp/shoes/c/c9030/>）をご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分受付分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」にアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

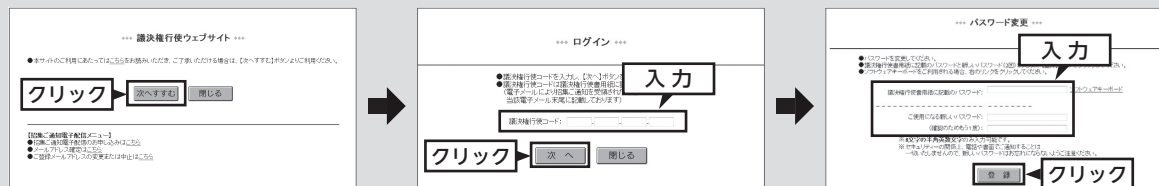


2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

❗ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記②に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である、みずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

■ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
☎ **0120-768-524**
(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

■ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
☎ **0120-288-324**
(受付時間 平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	安田直人 (1954年1月23日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社内部監査室長 2010年6月 当社取締役 経営企画室長 2013年6月 当社常務取締役 管理本部長、経営企画室長 2015年4月 当社常務取締役 管理本部長 2021年2月 当社常務取締役 調達本部長 2022年4月 当社代表取締役社長（現在）	4,100株
〈取締役候補者とした理由〉 安田直人氏は、当社の経営企画・内部監査・生産管理・調達および管理部門等全社的視点で長年にわたり経営に携わり、当社グループの経営に関する豊富な経験・知見を有しており、2022年4月に代表取締役社長に就任し、当社グループの構造改革と収益性改善、企業価値向上ヘリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者としたしました。			
2	浦聖貴 (1960年3月7日生)	1983年4月 当社入社 2008年4月 当社経理部長 2010年4月 当社管理副本部長、経理部長 2010年6月 当社取締役 管理副本部長、経理部長 2021年2月 当社取締役 管理本部長、経理部長 2021年4月 当社取締役 管理本部長（現在）	4,500株
〈取締役候補者とした理由〉 浦聖貴氏は、当社の管理部門に長年にわたり携わり、当社グループの経営管理・経理・財務に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの財務体質基盤の強化・企業価値向上とコーポレート・ガバナンス体制強化への貢献が期待されるため、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	青野元一 (1962年3月18日生)	1984年4月 当社入社 2008年4月 当社紳士営業部長 2011年4月 当社営業副本部長、紳士営業部長 2014年4月 当社営業副本部長、商品企画一部長 2019年4月 当社営業副本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年4月 当社営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 営業統括本部長、株式会社リーガル販売代表取締役社長 2021年4月 当社取締役 営業統括本部長 (現在)	600株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 青野元一氏は、当社の営業・商品企画部門に長年にわたり携わり、当社グループの販売子会社代表取締役を歴任するなど豊富な経験・知見と実績を有しており、今後とも当社グループの商品企画・開発・販売体制の強化と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			
4	白崎裕公 (1960年2月22日生)	1982年4月 当社入社 2008年4月 当社業務統括部長 2012年4月 当社人事総務部長 2019年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役 管理副本部長 (現在)	2,200株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 白崎裕公氏は、当社の営業・業務管理および管理部門に長年にわたり携わり、当社の常勤監査役を歴任するなど経営管理・人事・総務に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの人材育成やコーポレート・ガバナンス体制の強化への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			
5	横尾厚史 (1961年9月19日生)	1984年4月 当社入社 2015年4月 当社業務統括部長 2020年4月 当社営業統括室長、販売促進部長 2021年6月 当社取締役 経営企画室長 2022年4月 当社取締役 営業統括副本部長、経営企画室管掌 (現在)	200株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 横尾厚史氏は、当社の営業・商品管理・業務管理部門に長年にわたり携わり、当社グループの営業・経営管理に関する豊富な経験・知見を有しており、今後とも当社グループの販売体制の強化と企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。</p>			
6 ※	小林真一郎 (1963年3月16日生)	1987年4月 当社入社 2018年4月 当社調達部長 2020年4月 当社調達副本部長、調達部長 2022年4月 当社調達本部長 (現在)	100株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 小林真一郎氏は入社以来、国内外の調達・商品管理・品質管理・海外事業部門での豊富な経験と実績を有しており、取締役として経営上の重要事項の意思決定および業務執行など適切に実行することが期待されるため、新任の取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	山本 真 (1952年12月14日生)	2007年7月 あいおい損害保険株式会社執行役員 2010年6月 同社常勤監査役 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常勤監査役 2014年3月 同社退社 2018年6月 当社社外取締役(現在)	700株
	<p>〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉</p> <p>山本真氏は、損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク・内部統制に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくとともに、財務管理をはじめ、内部統制を含めたコーポレート・ガバナンスに関する視点からも経営の透明性・監督機能を高めリスクマネジメント体制強化への貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。</p>		
8	上田 美帆 (1972年1月19日生)	1999年4月 弁護士登録 沼田法律事務所 2017年4月 サンライズ法律事務所(現在) 2018年6月 トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役、 ジェコス株式会社補欠監査役(現在) 2021年6月 当社社外取締役(現在)	0株
	<p>〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要等〉</p> <p>上田美帆氏は、弁護士として企業法務を中心に豊富な経験と専門性を有しており、上場会社での社外取締役の経験もあることから、当社の経営全般に助言・提言をいただくことで、リスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制強化および継続的な企業価値向上へ貢献が期待されるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と社外取締役候補者山本真氏および上田美帆氏は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2022年7月更新の予定であります。本議案の取締役候補者の各氏のうち再任の候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は引き続き被保険者となります。また、新任の候補者につきましては、選任後被保険者となります。なお、当該保険料は、全額当社が負担しております。

(ご参考) 当社の取締役会・監査役会のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、ならびに各取締役・監査役が備えるスキルは以下のとおりです。

取締役については、これらのスキルの多様性・バランスを考慮して選任しております。

氏 名		当社が期待する知見・経験										
		企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケ ティング	製造・開発	財務・ 会計・ IT	法務・ リスク マネジメント	人事労務・ 人材育成	ガバナンス・ 内部統制	ESG・ サステナ ビリティ			
取締 役	安田 直人	○		○	○			○	○			
	浦 聖貴				○	○	○	○				
	青野 元一	○	○	○			○		○			
	白崎 裕公				○	○	○	○	○			
	横尾 厚史	○	○		○				○			
	小林 真一郎			○			○		○			
	山本 真	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table>	社外	独立	○				○		○	
	社外											
独立												
上田 美帆	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table>	社外	独立					○	○	○		
社外												
独立												
監査 役	古賀 辰哉				○	○		○				
	大倉 喜彦	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table>	社外	独立	○		○	○		○		
	社外											
独立												
立馬 歳郎	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table>	社外	独立		○				○	○		
社外												
独立												

(注) 上記一覧表は、取締役（候補者）および監査役の有するすべての知見や経験を表するものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やすいけんじ 安居賢二 (1945年9月30日生)	1964年4月 仙台国税局入局 1995年7月 麴町税務署副署長 2003年7月 相模原税務署署長 2004年7月 目黒税務署署長 2005年9月 安居賢二税理士事務所代表(現在) 2006年6月 当社買収防衛策特別委員会委員(現在) <補欠監査役候補者とした理由> 安居賢二氏は、国税局、税務署署長を歴任し税理士事務所代表として長年にわたり税務、会計に関する豊富な実績と専門性を有しており、その豊かな経験と幅広い見識をもとに、当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、会社経営には関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者安居賢二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 安居賢二氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 安居賢二氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしており、2022年7月更新の予定であります。安居賢二氏の選任が承認され社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により経済活動、消費動向は厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の進展等により緩やかな回復基調が期待されたものの、2022年1月以降、新型変異株による感染再拡大により景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

靴業界におきましても、行動制限の緩和による消費動向は持ち直しが期待されたものの、コロナ禍を契機とした消費動向や価値観の変化、ワークスタイルの多様化等の影響により、革靴の市場規模全体が縮小傾向にあり、加えて原油や原材料価格の高騰等により厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、構造改革による収益性の早期改善を重点課題に掲げ、グループ全体の経営資源の再配分等を行うことで各種コストを削減するとともに、新たな顧客創造に向けマーケットニーズに適切かつ迅速に対応できるような組織体制の構築と商品開発、ウェブ環境整備によるビジネスモデル改革の推進に取り組んでまいりました。更に靴製造業としての強みを生かし既存の取引先に拘ることなく、多種多様な新規事業の提案・開発を行うことで新たな販路を開拓してまいります。

売上高につきましては、2021年10月以降、緊急事態宣言解除に伴い消費動向は一時的に持ち直したものの、2022年1月以降、新型変異株による感染再拡大により厳しい状況となりました。

靴小売事業では、各種販促施策の効果もあり前年同期比で16.5%の増収となる一方で靴卸売事業では、取引先の売場縮小・撤退・廃業等の影響により、前年同期比で1.2%の減収となるなどセグメント間で格差が出ておりますが、全体では当連結会計年度の売上高は、前年同期比で8.4%の増収となりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費は、コロナ禍における事業継続を目的とした希望退職者募集や緊急的な人件費削減等の事業構造改善施策及び不採算店舗の閉店等により前年同期比で5.2%減少、コロナ禍以前の2019年同期比では28.6%減少いたしました。また、売上総利益率につきましても展開アイテムの適正化及び在庫効率改善施策等により、5.5ポイント改善いたしました。これらの施策効果もあり、当連結会計年度は各利益ともに利益計上となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は20,814百万円(前年同期比8.4%増)、営業利益は159百万円(前年同期は営業損失2,181百万円)、経常利益は299百万円(前年同期は経常損失2,087百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は138百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4,417百万円)の計上となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用しています。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

① 靴小売事業

靴小売事業では、主力の「リーガルシューズ店」を中心に国内の直営小売店では、2021年9月下旬から12月にかけて「リーガル」ブランド日本上陸60周年を記念し、SNS等インターネットを介した広告活動、有名ブランド・企業とのコラボレーションモデルを発売するなど当社が主力としている革靴の魅力訴求に注力いたしました。加えて、年間通しての最需要期である3月には、当社創立120周年を記念した販促キャンペーンを行うなど各種販促施策が功を奏し、年間売上高の増収に貢献いたしました。

当連結会計年度の店舗展開につきましては、3店舗を出店し、不採算店舗7店舗を閉店いたしました。(直営小売店の店舗数118店舗、前連結会計年度末比4店舗減)

この結果、当連結会計年度の売上高は12,252百万円(前年同期比16.5%増)、営業利益は248百万円(前年同期は営業損失1,069百万円)となりました。

② 靴卸売事業

靴卸売事業では、第3四半期までの売上高につきましては、前年同四半期比で6.2%の減収、第4四半期(2022年1月から2022年3月まで)の売上高は、前年同四半期比で12.6%の増収と回復傾向にはあるものの、年間では1.2%の減収と靴小売事業と比較して未だに厳しい状況は続いております。

主力の百貨店業態を中心に各業態ともに売場・店舗の縮小・撤退・廃業等の影響が著しく、更に婦人靴やカジュアルシューズを中心に、海外生産拠点における外出規制の影響等による大幅な納期遅延も発生し、計画どおりの商品展開ができない状況が続いております。

また、一部のフランチャイズ加盟店においても、長引くコロナ禍の影響により収益状況が悪化し、店舗の閉店、当社への営業譲渡(直営小売店化)が見られるようになり、取引先の減少傾向に歯止めが掛かっておりません。

今後は、取扱いブランド、展開アイテム数の更なる適正化と効率化を図り、在庫効率の改善と販売・販促方法の見直しを早急に行うことにより、収益性の向上に注力してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,557百万円(前年同期比1.2%減)、営業損失は203百万円(前年同期は営業損失1,221百万円)となりました。

③ その他事業

報告セグメントに含まれない不動産賃貸料の収入など、その他事業の当連結会計年度の売上高は113百万円(前年同期比37.0%減)、営業利益は15百万円(前年同期比50.3%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、147百万円であります。

主なものは、生産工場の空調設備設置工事費用42百万円や基幹システムのリース資産58百万円などであり
ます。

(3) 資金調達の状況

当社は、中長期運転資金（既存借入金の借換資金を含む。）として、金融機関と2021年3月31日に
3,000百万円のタームローン契約を締結し、2021年4月30日付で3,000百万円の借入を実行しておりま
す。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により個人消費が大きく
落ち込み、先行きの不透明感は続いております。また、コロナ禍を契機としたライフスタイルやワークスタ
イルの多様化、インターネット消費の拡大等消費動向が変化しており、異業種を交えた競争は更に激化して
いくことが予想されます。このような状況下におきまして、当社グループは、経営資源の再配分等を行うこ
とで各種コストを削減するとともに、需要と供給の見込み精度を上げ、材料から製品までの棚卸資産の圧縮
を図る等、抜本的な構造改革による収益性の早期改善を重要課題に掲げ、以下の事項に取り組んでまいりま
す。

① ブランド価値の向上

ブランドごとのコンセプトやターゲットを明確にし、ブランド価値の向上を図ってまいります。主力であ
る「リーガル」は、今後も「信頼・信用」の代表ブランドとしてお客さまに広く認知されるために、付加価
値の高い商品を開発・提案してまいります。

② 顧客経験価値の向上と店頭売上を重視したビジネスモデルの構築

企画・開発、製造、調達、販売までの各部門が、スピード感をもって連携すべく、企画から販売まで一元
管理ができる調達販売連携システムを開発し、お客さまのニーズやライフスタイルの変化に適切かつ迅速に
対応した商品・店舗開発等を行うことにより顧客経験価値の向上と店頭売上を重視したビジネスモデルの構
築を目指してまいります。

③ 在庫効率の改善による収益性の向上

取扱いブランド、展開アイテム数の適正化を行い、商品ごとの完成度を高めるとともに在庫効率の改善に
より、収益性の向上を図ってまいります。国内自社生産の強みを生かし、お客さまのニーズを的確にとらえ
た短納期少量生産の実現を目指し、ロスの低減と商品の活性化に取り組んでまいります。

④ ウェブ環境整備によるオムニチャネル化の推進

ウェブサイトの運用を随時見直しすることで、お客さまへの情報発信の質を向上させ、新たなサービスを
提供できる環境を整えてまいります。また、オムニチャネル化を推進し、これからも実店舗とオンラインシ
ョップのどちらでも安心してお買い求めいただける環境を整えることで、お客さまの満足度の向上と収益の
拡大を図ってまいります。

⑤ サステナビリティの推進

品質の維持・向上を基本とし原材料や海外を含めた生産拠点の見直し等を行い、持続可能なサプライチェ
ーンの基盤強化を目指してまいります。更に材料調達量の適正化、環境配慮型商品の開発、製商品の長期利
用の促進等により、3Rの推進に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第 187 期 (2018年4月～ 2019年3月)	第 188 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 189 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 190 期 (2021年4月～ 2022年3月)
売 上 高 (百万円)	32,934	29,152	19,200	20,814
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	878	△727	△2,181	159
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,031	△591	△2,087	299
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	512	△1,302	△4,417	138
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	162.48	△412.34	△1,392.11	43.49
総 資 産 (百万円)	30,309	28,695	27,871	27,383
純 資 産 (百万円)	16,003	14,362	10,285	10,281

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識会計基準」等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
 3. 第190期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社リーガル販売	10	100.0	各種靴の卸売
株式会社リーガルリテール	10	100.0	各種靴の小売
チヨダシューズ株式会社	10	100.0	各種靴の製造

- (注) 1. 連結対象子会社は、上記の3社を含め16社(前期16社)であり、持分法適用関連会社は1社(前期1社)であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 株式会社リーガル販売および株式会社リーガルリテールの資本金の額は2022年2月28日付で40百万円から10百万円に減少しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、紳士靴、婦人靴、安全靴および諸官庁向特殊靴等を企画、製造、仕入、販売しております。

(8) 主要な営業所および工場

当社

本店所在地 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

事業所 本店、大阪支店（大阪市中央区）

子会社

販売会社 (株)リーガル販売（千葉県浦安市）、(株)リーガルリテール（千葉県浦安市）、東北リーガルシューズ(株)（千葉県浦安市）、上海麗格鞋業有限公司（中国上海市）

生産会社他 岩手製靴(株)（岩手県盛岡市）、岩手シューズ(株)（岩手県奥州市）、チヨダシューズ(株)（新潟県加茂市）、(株)ニッカエンタープライズ（千葉県柏市）、加茂製靴(株)（埼玉県南埼玉郡）、(株)リーガルビジネスサポート（千葉県浦安市）、香港麗格靴業有限公司（香港）、蘇州麗格皮革制品有限公司（中国江蘇省）

直営小売店

118店舗（うち当社 28店（オンラインショップを含む）、(株)リーガルリテール 77店、東北リーガルシューズ(株) 9店、上海麗格鞋業有限公司 2店、香港麗格靴業有限公司 2店）

(注) 米沢製靴(株)は、2021年4月30日をもって解散し、2021年12月15日をもって清算終了しております。

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	595名	90名減
女 性	400名	43名減
合 計	995名	133名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員600名（パートタイマーおよび契約社員）は含まれておりません。

2. 減少の主な要因は、希望退職者募集による2021年4月末の退職者40名および生産子会社の米沢製靴株式会社解散に伴う退職者37名によるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,200
株式会社三菱UFJ銀行	1,040
みずほ信託銀行株式会社	800
株式会社三井住友銀行	380
シンジケートローン	3,912

(注)シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
- (2) 発行済株式総数 3,250,000株 (自己株式 53,393株を含む)
- (3) 株 主 数 6,997名 (前期末比 104名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社ニッピ	465	14.57
平和株式会社	159	4.97
みずほ信託銀行株式会社	137	4.30
中央建物株式会社	108	3.38
リーガル取引先持株会	97	3.06
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	78	2.46
株式会社みずほ銀行	68	2.15
ミツワ産業株式会社	59	1.85
株式会社ダブルエー	50	1.58

- (注) 1. 当社は自己株式53,393株を保有していますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式(53,393株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (発行決議の日)	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間
第2回新株予約権 (2011年1月31日)	取締役2名	普通株式 1,594株	払込を要しない	1株あたり 1円	2011年2月17日 ～2041年2月16日
第3回新株予約権 (2012年1月31日)	取締役2名	普通株式 1,214株	払込を要しない	1株あたり 1円	2012年2月17日 ～2042年2月16日
第4回新株予約権 (2013年2月5日)	取締役2名	普通株式 784株	払込を要しない	1株あたり 1円	2013年2月22日 ～2043年2月21日
第5回新株予約権 (2014年2月4日)	取締役2名	普通株式 781株	払込を要しない	1株あたり 1円	2014年2月21日 ～2044年2月20日
第6回新株予約権 (2015年2月6日)	取締役2名	普通株式 786株	払込を要しない	1株あたり 1円	2015年2月24日 ～2045年2月23日
第7回新株予約権 (2016年2月4日)	取締役2名	普通株式 872株	払込を要しない	1株あたり 1円	2016年2月22日 ～2046年2月21日
第8回新株予約権 (2017年2月3日)	取締役2名	普通株式 875株	払込を要しない	1株あたり 1円	2017年2月20日 ～2047年2月19日
第9回新株予約権 (2018年2月2日)	取締役3名	普通株式 1,254株	払込を要しない	1株あたり 1円	2018年2月19日 ～2048年2月18日
第10回新株予約権 (2019年2月5日)	取締役3名	普通株式 1,320株	払込を要しない	1株あたり 1円	2019年2月22日 ～2049年2月21日
第11回新株予約権 (2020年2月3日)	取締役3名	普通株式 1,330株	払込を要しない	1株あたり 1円	2020年2月20日 ～2050年2月19日
第12回新株予約権 (2021年2月5日)	取締役4名	普通株式 3,782株	払込を要しない	1株あたり 1円	2021年2月22日 ～2051年2月21日
行使条件	新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。				

(注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	武川 雄二	
常務取締役	安田 直人	調達本部長
取締役	浦 聖貴	管理本部長
取締役	青野 元一	営業統括本部長
取締役	白崎 裕公	管理副本部長
取締役	横尾 厚史	経営企画室長
取締役	山本 真	
取締役	上田 美帆	サンライズ法律事務所 弁護士 ジェコス株式会社補欠監査役
常勤監査役	古賀 辰哉	
監査役	大倉 喜彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社ホテルオークラ取締役会長 株式会社ニッピ社外監査役
監査役	立馬 歳郎	

- (注) 1. 代表取締役社長武川雄二氏は、2022年4月1日付で取締役会長に就任いたしました。また、常務取締役安田直人氏は、同日付で代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役山本真氏および上田美帆氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大倉喜彦氏および立馬歳郎氏は、社外監査役であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2021年6月24日開催の第189回定時株主総会において、白崎裕公氏、横尾厚史氏および上田美帆氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2021年6月24日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって、取締役水谷基治氏および田中亙氏は任期満了により退任いたしました。

2021年6月24日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって、監査役白崎裕公氏は辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役山本真氏、上田美帆氏および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用等の損害を補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社におけるすべての取締役、監査役でありその保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 山本真氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と役割

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、主に損害保険業界における長年の経験、幅広い見識から財務管理および内部統制システムについて当社に有用な発言等を行い、更に会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役 上田美帆氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

サンライズ法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況と役割

就任後開催した取締役会7回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門性からリスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の強化に関する課題の指摘や提言を行い、更に上場会社の社外取締役としての経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③ 監査役 大倉喜彦氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であり、また、株式会社ホテルオークラの実業取締役会長であります。それぞれの会社は当社の株主であるほか特別な関係はありません。

株式会社ニッピの社外監査役であります。同社は当社の主要株主（自己株式を除く持株比率14.57%）であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会7回すべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

④ 監査役 立馬歳郎氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会7回すべてに出席し、会社経営の経験と学識者としての幅広い見識から、議案の審議に必要な発言を行いました。

ウ. 独立役員の届出

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストックオプション)	
取締役 (うち社外取締役)	39 (10)	39 (10)	—	—	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (12)	28 (12)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外役員)	68 (22)	68 (22)	—	—	8 (4)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無支給の取締役4名を含んでいるためであります。
2. 上記報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には、2021年6月24日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名への支払いを含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループの近時の対処すべき課題として、収益性の早期改善を重要課題に掲げ、これを改善すべく当事業年度の経営計画において連結営業利益の目標達成評価を最重要指標と設定したためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、当社取締役会においてあらかじめ定める対象取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、当事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与係数を乗じた額としております。(当事業年度は、連結業績および財務状況等を総合的に勘案し、業績連動報酬等は支給しておりません。)当事業年度の連結営業利益の推移は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

業務執行取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業務執行取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を毎年一定の時期に交付しております。当該ストックオプションとしての新株予約権の内容は、取締役退任時に一定の権利行使期間を設定し、各取締役の個人別支給額(ストックオプションの割当株数)の決定にあたっては、各取締役の役位に基づき設定

した基本となる額を、当該ストックオプション1株当たりの公正評価額で除することにより算出し、新株予約権を交付しております。その交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額250百万円以内（うち、社外取締役年額25百万円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとしての株式報酬の額を年額20百万円以内（社外取締役は交付対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、株主利益とも連動し、かつ、各事業年度の経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

- ・ 取締役の報酬は、毎月定時定額で支給する基本報酬、短期業績に連動する報酬としての賞与、株価によって変動する株式報酬であるストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、ストックオプションとしての新株予約権は交付しない。
 - ・ 基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、従業員の給与水準および中長期実績や過去の支給実績を総合的に勘案して決定する。
 - ・ 業績連動報酬等は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定時期に支給する。
 - ・ スtockオプションとしての株式報酬は、各業務執行取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、公正評価額で除することにより算出して、毎年一定時期に新株予約権を交付する。
 - ・ 種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、職責および業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、従業員の給与・賞与水準を参考に、社外取締役を含む取締役会において協議を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議内容を踏まえたうえで、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝75：20：5とする。（業績指標を100%達成の場合）

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内、社外取締役を含む取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長武川雄二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を含む取締役会において原案を協議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえ報酬等の決定を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

藍監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

29百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ（以下「当社グループ」という。）の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。
 - ② コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務法務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。
 - ③ コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務法務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。
 - ② 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役に報告・協議する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやITインフラ等の整備を促進する。
 - ② 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。
 - ③ 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況を経営会議等でレビューし、四半期毎に取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。
- (5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 販売子会社は営業統括本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。
 - ② 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。
 - ② 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。
 - ② 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
- (10) 反社会的勢力排除のための基本的な考え方および整備状況
 - ① 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - ② 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務法務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスに対する取組み
当社グループでは、コンプライアンスマニュアルに基づき、全役職員が法令、定款をはじめ各種ルールに則って行動するよう徹底を図るとともに、内部通報制度として社内窓口を総務法務部、社外窓口を顧問弁護士事務所に設け、全役職員に周知徹底し、通報があった場合は、その内容の事実確認を行った後、速やかに対策を実施しております。また、全役職員の遵法意識向上のため、毎月「コンプライアンス便り」を発信し、社内啓蒙活動を行っております。
- (2) 職務執行が効率的に行われることに対する取組み
取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款および社内規則等で定められた事項、その他経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、業務執行や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に決定、執行を行うため取締役、監査役等によって構成される経営会議等を適宜開催し、事前に議論および審議を行っております。
- (3) リスク管理に対する取組み
「情報セキュリティポリシー」に則り情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの情報セキュリティに関するマネジメント体制およびリスク状況を評価しております。
また、BCP対応、人材の確保・流出防止や生産性の向上等を目的としたテレワーク勤務規程を制定し、有事においてもWEB会議等を活用し、円滑な業務実施・継続を可能にしております。
- (4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み
内部監査室が、内部監査年間計画に基づき、本社およびグループ各社への内部監査ならびに内部統制の整備、運用状況の確認を行っております。また、取締役会や経営会議等に参加し、経営課題等へのモニタリングを実施する等、当社グループの業務の適正の確保に取り組んでおります。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は「靴を通して、お客さまに、足元から美と健康を提供する」という事業ミッションを掲げ、

- ① 私たちは、お客さま第一にマーケット志向で行動する顧客創造企業を目指します。
- ② 品質重視に徹した靴作りとサービスで、お客さまに安全と安心と満足を提供します。
- ③ コンプライアンスの徹底と、事業を通じての人材の育成に努め、社会の皆さまから高い信頼を得る企業を目指します。

という企業理念で経営に取組み、企業価値の向上を図るとともに、社会と経済の発展にも貢献することを経営の基本としております。

当社は、1902年（明治35年）の創立以来、一貫して靴の企画・製造・販売に従事しております。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつととらえ、新しい価値の提案をし、提供することで事業の発展を図ってまいりました。

今後も当社の長い歴史のなかで培われた高度な技術に磨きをかけ、新たな付加価値を追求してまいります。マーケット志向でお客さまに新しい価値を提供し続けるために、小売事業を通してそのシナジー効果を卸売事業、製造・調達事業に活かしてまいります。また、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化も図ってまいります。

当社は企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主、投資家の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。取締役の経営責任をより明確にするため、任期を1年とするとともに、業務執行機関の監督・監査機能を強化するため、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

また、監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分監視できる体制となっております。

- (3) 「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要)

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2021年6月24日開催の当社第189回定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得て継続しております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト掲載のIR情報「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(2021年5月14日付)をご参照ください。

(アドレス <https://www.regal.co.jp/cms/pdf/2021-05-14-03.pdf>)

- (4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものとなっていること、b.株主意思を反映させるものであること、c.独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するものであること、d.デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等踏まえ、本プランは、当社の株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当業界の収益が市況動向による影響を受けやすいことから、将来にわたり安定的な経営基盤の確保と競争力の強化のため、内部留保の充実に留意いたしますとともに、配当政策につきましては、安定配当の維持を基本方針といたしております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2022年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき10円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率および1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,835	流動負債	10,615
現金及び預金	7,967	支払手形及び買掛金	2,290
受取手形、売掛金及び契約資産	3,110	短期借入金	6,520
電子記録債権	248	リース債務	31
商品及び製品	5,328	未払法人税等	103
仕掛品	234	賞与引当金	136
原材料及び貯蔵品	600	契約負債	66
その他の	635	店舗閉鎖損失引当金	3
貸倒引当金	△289	その他の	1,464
固定資産	9,547	固定負債	6,485
有形固定資産	5,264	長期借入金	4,807
建物及び構築物	2,962	リース債務	42
機械装置及び運搬具	79	繰延税金負債	1
土地	1,951	再評価に係る繰延税金負債	44
リース資産	64	退職給付に係る負債	1,380
その他の	206	資産除去債務	183
無形固定資産	143	その他の	26
リース資産	3	負債合計	17,101
ソフトウェア	36	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	75	株主資本	8,906
その他の	26	資本金	5,355
投資その他の資産	4,139	資本剰余金	754
投資有価証券	2,410	利益剰余金	2,921
長期貸付金	20	自己株式	△124
破産更生債権等	7	その他の包括利益累計額	1,311
敷金及び保証金	1,068	その他有価証券評価差額金	1,019
繰延税金資産	591	土地再評価差額金	94
その他の	81	為替換算調整勘定	159
貸倒引当金	△41	退職給付に係る調整累計額	37
		新株予約権	33
		非支配株主持分	29
		純資産合計	10,281
資産合計	27,383	負債及び純資産合計	27,383

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,814
売上原価		11,093
販売費及び一般管理費		9,720
営業利益		9,560
営業外収益		159
受取利息	9	
受助成金	58	
為替差	31	
雑収入	79	
営業外費用	97	276
支払利息	92	
売却損	9	
持分法による償却	1	
雑費	15	
雑支出	17	136
経常利益		299
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	3	
助成金等収入	181	188
特別損失		
固定資産除却損	8	
固定資産売却損	2	
減価償却損	37	
臨時休業等に よる損失	235	284
税金等調整前当期純利益		204
法人税、住民税及び事業税	87	
法人税等調整額	△21	66
当期純利益		138
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		138

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,355	751	2,950	△148	8,908
会計方針の変更による累積的影響額			△169		△169
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,355	751	2,780	△148	8,738
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			138		138
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		3		24	27
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	3	140	24	168
当 期 末 残 高	5,355	754	2,921	△124	8,906

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,072	96	85	34	1,289	61	26	10,285
会計方針の変更による累積的影響額								△169
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,072	96	85	34	1,289	61	26	10,115
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する当期純利益								138
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								27
土地再評価差額金の取崩		△2			△2			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△52	-	74	2	24	△27	3	0
当 期 変 動 額 合 計	△52	△2	74	2	22	△27	3	166
当 期 末 残 高	1,019	94	159	37	1,311	33	29	10,281

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,073	流動負債	10,142
現金及び預金	6,876	支払手形	882
受取手形	173	買掛金	1,355
商品及び掛物	3,303	短期借入金	6,777
仕掛品	5,126	未払金	31
材料及び貯蔵品	1	未払法人税等	14
前払費用	233	未払引当金	50
関係会社短期貸付金	247	賞与引当金	370
その他貸付金	3	契約負債	43
貸倒引当金	313	その他負債	31
	△206		584
固定資産	9,074	固定負債	5,846
有形固定資産	3,991	長期借入金	4,807
建物	1,869	短期借入金	42
構築物	26	長期未払引当金	1
機械装置及び運搬器具	43	退職給付引当金	942
工具及び備品	76	資産除去債務	4
土地	1,910	再評価に係る繰延税金負債	44
リース資産	64	その他負債	3
無形固定資産	139	負債合計	15,988
投資その他の資産	4,942	(純資産の部)	
投資有価証券	2,249	株主資本	8,011
関係会社出資	553	資本剰余金	5,355
関係会社長期貸付金	238	資本準備金	674
敷金及び保証金	2,511	その他資本剰余金	662
繰延税金資産	1,023	利益剰余金	11
繰延税金資産	513	利益準備金	2,090
繰延税金資産	240	利益剰余金	180
投資損失引当金	240	その他利益剰余金	1,910
貸倒引当金	△480	繰越利益剰余金	1,910
	△1,907	自己株式	△109
		評価・換算差額等	1,113
		その他有価証券評価差額金	1,019
		土地再評価差額金	94
		新株予約権	33
		純資産合計	9,158
資産合計	25,147	負債及び純資産合計	25,147

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,116
売上原価		11,119
売上総利益		6,997
販売費及び一般管理費		6,841
営業利益		156
営業外収入		
受取利息	27	
受取配当	112	
雑収入	68	208
営業外費用		
支払利息	95	
売上割入	9	
貸倒引当金繰入	80	
雑支出	23	208
経常利益		156
特別利益		
投資有価証券売却益	3	
助成金等収入	21	24
特別損失		
固定資産除却損	5	
固定資産売却損	2	
臨時休業等による損失	43	52
税引前当期純利益		128
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	18	52
当期純利益		75

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	5,355	662	8	671	180	2,002	2,182	△133	8,075
会計方針の変更による累積的影響額						△169	△169		△169
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,355	662	8	671	180	1,832	2,012	△133	7,905
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						75	75		75
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			3	3				24	27
土地再評価差額金の取崩						2	2		2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3	-	78	78	24	105
当 期 末 残 高	5,355	662	11	674	180	1,910	2,090	△109	8,011

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 計		
当 期 首 残 高	1,066	96	1,162	61	9,300
会計方針の変更による累積的影響額					△169
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,066	96	1,162	61	9,130
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					75
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					27
土地再評価差額金の取崩		△2	△2		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△47	-	△47	△27	△74
当 期 変 動 額 合 計	△47	△2	△49	△27	28
当 期 末 残 高	1,019	94	1,113	33	9,158

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社リーガルコーポレーション
取締役会 御中

監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 関 端 京 夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 新 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表 (追加情報) に記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大は、会社に多大な影響を及ぼしている。
 2. 連結注記表 (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更) に記載の通り、会社は当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用している。
 3. 連結注記表 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) に記載の通り、会社及び国内連結子会社は当連結会計年度より有形固定資産 (リース資産を除く) の減価償却方法を変更している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社リーガルコーポレーション
取締役会 御中

監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 関 端 京 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 新 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リーガルコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第190期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 1.個別注記表（追加情報）に記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大は、会社に多大な影響を及ぼしている。
 - 2.個別注記表（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）に記載の通り、会社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。
 - 3.個別注記表（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載の通り、会社は当事業年度より有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を変更している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第190期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社リーガルコーポレーション 監査役会

常勤監査役	古	賀	辰	哉	Ⓜ
社外監査役	大	倉	喜	彦	Ⓜ
社外監査役	立	馬	歳	郎	Ⓜ

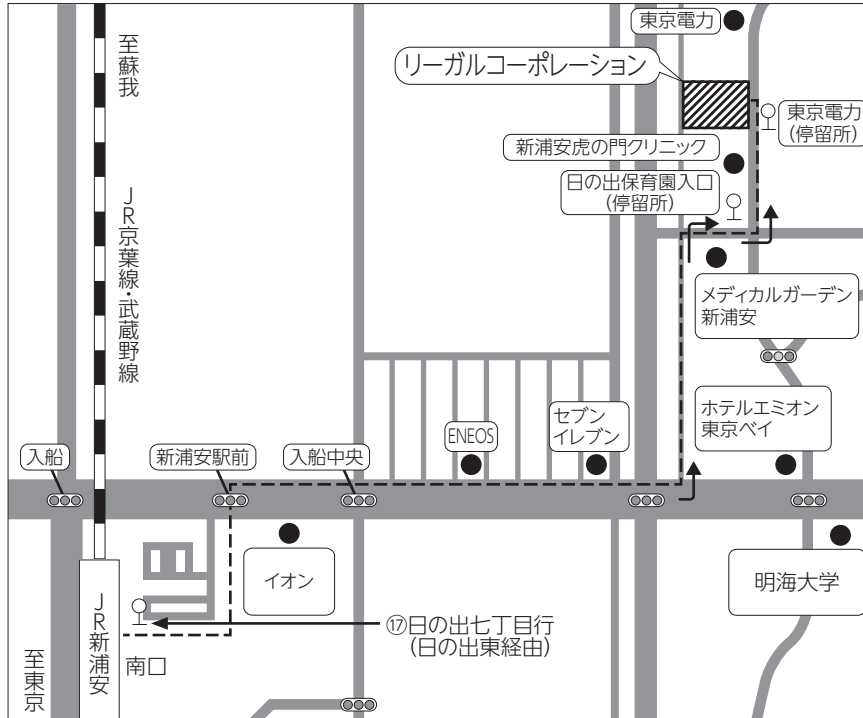
以上

株主総会会場ご案内図

場 所 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

株式会社リーガルコーポレーション 本社1階 ホール

電 話 047(304)7050 (代表)



交通機関

JR (京葉線・武蔵野線) 新浦安駅より徒歩約15分

東京ベイシティバス ⑰日の出七丁目行 日の出保育園入口下車徒歩約1分
(日の出東経由)

UD
FONT

